

1 総合計画策定の趣旨

呉市では、長期的かつ総合的な市政の計画的運営の指針であり、分野ごとの個別計画の最上位計画となる長期総合計画を、昭和48年（1973年）に策定した「呉市長期総合計画（第1次）」以降、平成23年（2011年）策定の「第4次呉市長期総合計画」に至るまで策定し、これに基づいて市政運営を行ってきました。

また、平成23年（2011年）には、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）が施行され、総合計画のうち基本構想について、議会の議決を経て策定することを義務付けていた規定が廃止されましたが、呉市では、呉市議会の議決すべき事件に関する条例（昭和26年呉市条例第109号）において、基本構想の策定等を議会が議決すべき事項としています。

こうした経緯を踏まえ、本計画は、市政運営の根幹となる計画として、また、将来の呉市の姿を見据えた新しいまちづくりの指針として策定するものです。

2 総合計画の役割

この総合計画は、次のような役割を担っています。

- 1 呉市の各種計画の最上位計画であり、長期的かつ総合的な市政の計画的運営の指針となるもの
- 2 市民や企業・団体などの活動の指針となるもの
- 3 国・県等が各種地域計画の策定や事業を実施する際に、最大限尊重されるべき指針となるもの

なお、この総合計画は、次の個別計画を包含しています。

- 旧軍港市転換法（昭和25年法律第220号）に基づく旧軍港市転換計画
- まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化^{じん}基本法（平成25年法律第95号）に基づく国土強靱化地域計画

3 総合計画の構成と期間

この総合計画は、「基本構想」「基本計画」と、基本計画に基づき実施する事業をまとめた「構成事業集」で構成されます。

(1) 基本構想

基本構想は、令和12年度（2030年度）末における呉市の「将来都市像」と、その実現に向け令和3年度（2021年度）からの10年間で取り組む「目指すべき姿」を政策分野ごとに示すものです。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想の計画期間を前期（令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度））・後期（令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度））に分け、将来都市像の実現に向けた八つの政策分野ごとに施策をまとめるとともに、国の政策や全市的に取り組まなければならない課題などへの対応を示した「横断的な視点」を示すものです。

(3) 構成事業集

構成事業集は、基本計画に示す施策を実施するための具体的な事業の名称や事業費、事業内容、進捗管理のための指標等を示すものです。

図 1-1 総合計画の構成

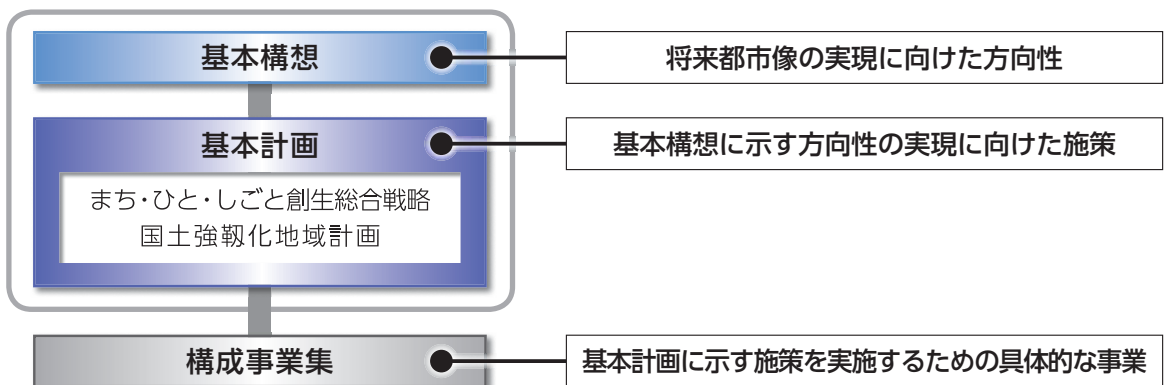


図 1-2 計画期間

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
基本構想	→									
基本計画	前期基本計画 →					後期基本計画 →				
まち・ひと・しごと創生総合戦略		第2期 →					第3期 →			
国土強靱化地域計画		第1期 →					第2期 →			
構成事業集	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

* 構成事業集は毎年度更新